

公益財団法人 日本検疫衛生協会

令和7年度事業計画について

定款第4条「事業」に定められている事業を、令和7年度に於ける計画（案）

令和7年度に於いても、公益財団法人としての社会的使命をもって、以下の事業を実施する。

1 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

海外渡航者に対して、予防接種に関する相談事業及び必要な予防接種を実施し、感染症の発生予防を図る。

イ) 令和2、3、4年のコロナのパンデミック状況も終わり、海外への渡航者も少しずつ正常化に向かっている。令和6年度の売上額は、令和7年3月11日現在で計201,432,806円(内3月売上高6,040,800円)であり、少しばかり余剰金が出そうな状況であるが、まだまだ財政的には不安定であり、これからも健全経営をする為には、協会の体制を充実していく様に努めなければならない。

ロ) 行政関連の予防接種を継続する。

2 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業

国際的な感染症に関する情報をWHO等から収集し、パンフレットを作成し、船会社、当協会に来所された方等に国際感染症に関する情報を提供する。

イ) パンフレット作成は長年の懸案事項であるのだが、本年度作成に着手が可能であるかは、令和7年度の業績による。

ハ) 収集した情報の提供に関しては、パンフレット以外の手段で引き続き実施する。

3 国際保健活動への協力

国際保健医療学会並びに関連学会に参加し、感染症予防の為の情報を収集する。

イ) 令和7年度に学会参加費は計上していないが、社会情勢と協会の業績の許容範囲内で実施する。

4 その他協会の目的を達成する為に必要な事業

当協会定款第3条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

- イ) 当協会は元々、黄熱ワクチン接種以外は予約制としていなかったが、令和7年度も必要に応じて予約制を継続する。